

習志野市旧庁舎跡地活用事業者評価委員会要綱

(設置)

第1条 旧庁舎跡地活用に係る事業（以下「事業」という。）の応募事業者の評価を行うため、習志野市旧庁舎跡地活用事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業に係る評価基準等に基づき、事業の応募事業者を評価する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、まちづくりや建築等に関する識見を有する者、地域代表者及びその他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初に開かれる会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

(関係者等の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、会議に関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、資産管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。